

川畑会計事務所 & カム ダイナミックス

平成30年7月23日

TEL 072-633-0444 FAX 072-634-2227

E-mail kawabatakam@nifty.com URL <http://kawabatakam.news.coocan.jp/>

各駅停車

Vol. 7 1

Take a chance and hedge against risks

大阪北部地震、西日本豪雨災害により被害遭われた皆様方へ
心よりお見舞い申し上げます

限界への挑戦

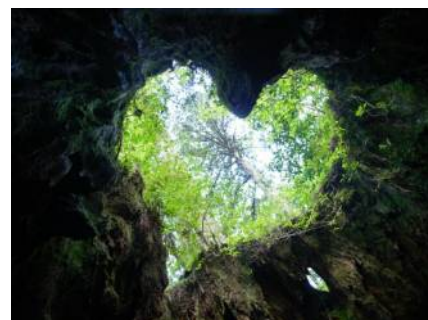
7月7日、大粒の雨が降り続く中、屋久島の縄文杉トレッキングに参加してきました。往復22km。私にとっては最悪の条件下での経験でした。「登山 中級コース」と募集案内には書かれていましたが、決してハイキングの中級ではありません。トレッキングの年齢的限界を大いに感じました。「限界集落」という言葉はよく聞きますが、挑戦の限界は無謀と隣り合わせです。挑戦者グループの平均年齢は70歳半ば。お互いに「あの人がいけるのなら、俺も行ってみようか」ぐらいの軽い気持ちでそれぞれ参加したようです。

3時起床、4時出発、荒川登山口まで漆黒の闇の中をバスで行きます。少し転た寝するうちに、登山口到着。「朝食のおにぎりをすぐ食べてください。後続組が大勢やってくるので食べ終わったら、小屋から出てください」とガイドさんの声。そして、雨の中、傘をさしながらガイドさんの簡単な説明がありました。トレッキングの目的についてです。①11kmを歩いて縄文杉まで行くこと②22kmを事故なく、ケガもせずにこの地点に帰ってくることの2つです。「途中で無理だと判断したら、申し出てください。添乗員さんと戻っていただきます。また、ガイドのほうで無理だと判断した場合も同様です。他の人の迷惑になるからです。」スタートする前から厳しい言葉を聞かされ、少し心が萎えてきます。我々のグループに私たちより「少し年配かなあ」と思われる3人のご婦人が組み込まれました。都合8人と添乗員さんです。

さあ出発。トロッコ道を一列になって歩き始めます。ガイドさんを先頭に女性陣が続きます。我々ロートル組は真ん中、添乗員さんと若手の参加者がどん尻。この隊列はしかし途中から大いに乱れました。念のため申し添えておきます。

トロッコ道は昔、切り出した屋久杉の運搬用に敷設されたとのことで、その長さ8km。2～3°の勾配なのでそれほどしんどくはなかったのですが、蛇行している安房川の急流を横切る橋に恐怖を感じました。幅の狭い道に柵がない所があり、岩を食む急流を眼下に見て渡る時は生きた心地がしませんでした。フラッとなって落ちれば命がないなと思いました。奈良十津川の吊り橋どころではありません。

トロッコ道の終点に来ました。手洗いを済ませ、今から本格的な登りです。標高差700mあまりの登り。翁杉を通過、ウィルソン株に到着。観光客が巨大な株穴に入り、ハート形の木杣を背景に写真を取りまくっていました。小休止の後、ガイドさんが声を発します。「皆さん、ここで決断してください。この先第一関門の登りになります。急勾配です。その先は、また第2関門が待ち





構えています。岩石のみの道なき道です。そして最難関、第3の登りが控えております。皆さんの脚力を試すように狭い、急勾配の岩場です。皆さん、どうされますか。やめるなら、撤退するなら、今ですよ」と脅迫まがい(?)のセリフです。前のチームはこの地点を1時間前に通過したらしく、我々は約1時間遅れということです。日没までに戻れるか、微妙なところ・・・

80歳代の参加者は撤退を表明。女性陣はと見ると「縄文杉を見ずしてなんのトレッキングかな」という風情です。ステップが少し遅いため後続組に詰められ、その度に歩行をストップしてお先にどうぞ、なのです。これが遅れの原因であることは、皆理解していました。ここで若い参加者が女性陣一人のリュックを担いであげることになりました。スピードアップが図られました。雨の中、1～3の難関を何とか突破。昼食地点を目指します。

雨粒がますます大きくなります。「ラッキー雨」と地元ではいうのだそうです。昼食地点では、屋根もない所でベンチに腰を掛け、弁当を広げます。私は本格的な雨具を用意してこなかったため、傘をさして弁当を食べなければなりません。二段重ねの弁当も雨粒をよけながらだったので、賞味する気力も失せていました。スパゲッティもおにぎりも口に入りません。ガイドさんがくれた温かい味噌汁だけが空腹を満たしてくれました。

そして、先行のグループと差を縮めなくてはと再び縄文杉を目指して出発します。あと30分とのガイドさんの声に励まされます。

目指した縄文杉にやっと到着。大勢の人が写真を取っているの、我々もビューポイントで撮影。ここで少し咳き込んでしまい、急に寒気が・・・汗を気にしてTシャツ姿だったことに気付きました。「肺炎」の2文字が頭をよぎります。リュックからゴアテックのレインコートを取り出します。すでにリュックはびしょ濡れ。中の衣類も役に立たず、体を動かして体温を取り戻すことに懸命。最終目的地だったのですが、休憩もほどほどに折り返しにつきます。

下りなので少しピッチが速くなります。しかし、下りの3kmこそ最も注意しなければいけません。一昨年手術した股関節が気になりだし、「転けて脱臼したら再手術か・・・」の言葉が駆け巡ります。今回の登山中に気付いたこと。手術前に比べ脚の踏ん張りがきかなくなっていることです。無理はできないなあと思いながら登ってきましたが、下りで転けたら元も子ありません。自分に言い聞かせながら、歩きます。

決断を迫られたウィイルソン株まで戻ってきた時はさすがにほっとしました。トロッコ道を下っていく頃は、チームの足取りも軽やかです。過酷な登りを経験したことが間違いなく自信につながっているのでしょう。出発点に戻った時、第1グループの面々が拍手で迎えてくれました。仲間と思わず抱き合いました。お互いの無事を喜び、限界年齢を破ったことに喜びを感じたのです。予定より1時間遅れの帰参ではありましたが、前のパーティとの差を30分縮めたことになりました。

ただ、宿舎に帰り着いたときには、私の体は低体温になっていたようで、下車するときから体の震えが止まらなくなっていました。急いで入浴、サウナに入って、ようやく体温が上がってきました。事なきを得ました。地元の焼酎「三岳」のお湯割りが体力回復に寄与したことは間違いありません。

今回のトレッキングは私に様々な気づきを与えてくれました。自然を侮ったらエラい目に遭うということを教訓にしたいと思います。

人生100年。ラストクォーターが今始まりました。先は長いですが、元気に様々なことにチャレンジしていきたい。

八月十日～八月十五日まで、
夏季休業とさせていただきます



被災時に使える税制

6月には大阪北部地震、先日の西日本の広域にわたって被害が拡大した豪雨など、立て続けに大きな自然災害が起こっています。西日本の豪雨については激甚災害にも指定されました。

こういった自然災害で住宅や家財に損害を受けた場合は、「雑損控除」か「災害減免法」のどちらか一つの減免措置を受けることが可能です。まとめると以下の表の通り。

	災害減免法		所得税法(雑損控除)
損失の発生原因	災害による損失に限られる		災害、盗難、横領による損失が対象
対象となる資産の範囲等	損害金額が住宅又は家財の1/2以上であることが必要		生活に通常必要な資産に限定(棚卸資産や事業用の固定資産、山林、(※)生活に通常必要でない資産は除く)
	(その年の所得金額)	(所得税の軽減額)	控除額は次の①と②のうちいずれか多い方の金額
所得税の軽減額	500万円以下	全額免除	①差引損失額－所得金額の1/10 ②差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円
又は	500万円超 750万円以下	1/2の軽減	※イ 差引損失額 ＝損害額－保険金などによって補填される金額
控除額の計算	750万円超 1000万円以下	1/4の軽減	ロ 災害関連支出 滅失した住宅、家財を除去するための費用など災害等に関連してやむを得ない支出をした金額
			イの「損害額」には、ロの「災害関連支出」の金額を含む
参考事項	・損害を受けた年分の所得が1000万円以下の人に限る ・「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」など、住宅又は家財の損害状況がわかる書類を確定申告書に添付することが必要		・災害関連支出については、領収証を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示することが必要 ・雑損控除の金額について、その年の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後3年間繰り越して各年の所得金額から控除できる

(※)生活に通常必要でない資産とは、別荘や競走馬、1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とう等をいう
(国税庁HPより)

必要な書類としては、被害を受けた住宅の取得年月、床面積及び自家用車の取得年月が分かるものや罹災証明書の準備が必要です。

上記のどちらが減免の効果が高いかは、所得や損害金額によって変わるので、検討が必要です。

被災して家屋や設備に損失を受けたときは、全財産のおおむね20%以上の損失を受けているなどの基準を満たし、申請すれば最大1年間の国税の納税猶予を受けることができます。またこれとは別に、被災して資金難に陥ったことなどを理由に納税が困難になったときは、最大2年間の納税猶予を受けることができます。2つの特例を組み合わせれば、最大で3年間の猶予が可能となるのです。

その他、口座からの振替納税を選択しているケースで、被災によって予定通り納税することが苦しくなった人は、税務署に相談の上で納税猶予を受けることが可能です。すでに自動的に納税されている場合でも納税額の還付を受けることができます。また申告や納税期限が間近に迫っているケースなら、所轄の税務署長に申請して承認を受けることで、災害があったときから2ヶ月の範囲内で期限を延長することができます。

今後被害がある程度確定した時点で、国税庁から被災自治体を指定した上での特例措置が発表されることも踏まえ、使える特例はしっかり使って被災のダメージを軽減したいものです。

～国税庁HP・納税通信より～

